

事 務 連 絡
令和5年3月10日

内部部局
施設等機関
特別の機関 担当者 殿
地方支分部局
外局

大臣官房

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスク着用の今後の対応について（周知）

公務職場におけるマスク着用については、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に準じ、別紙1のとおり人事院通知（令和5年3月7日職職-77）が発出され、

- マスク着用については、令和5年3月13日以降、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 健康管理者等が感染対策上又は職務上の理由等によりマスクの着用を求めることは許容されること。

とされました。

他方で、マスク着用の考え方を見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに変更はないため、引き続き、基本的な感染対策は重要であり、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められているところです。

つきましては、本年3月13日以降のマスク着用については、上記を踏まえ、各部局・各機関等において感染対策上又は職務遂行上の観点から適切に判断していただくようお願いいたします。

ただし、当面の間、政務三役個室への入室時にはマスクの着用をお願いいたします。

なお、これに伴い、事務次官通知（令和4年10月11日付け基本的対処方針の変更等に伴う職員の勤務のあり方について）についても本年3月13日付けで別紙2のとおり改正いたします。

以 上